

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年7月11日

北九州市危機管理室危機管理課

1 当該公募の趣旨

本業務については、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、内閣府の取組指針が改定され、福祉専門職の参画が重要であることが明記されたことから、福祉専門職と連携して、災害時に活用する避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組んでいるところである。本業務の遂行にあたっては、本業務の目的・内容を理解していること、日頃から避難行動要支援者本人の状況を把握していること及びケアプランの作成に合わせて個別避難計画の作成を行うことが効果的であること等の理由から、専門的な知識やノウハウが必要である。

そのため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度個別避難計画作成促進運営業務

(2) 業務内容

(説明会の実施)

- ▶市内の介護支援専門員、相談支援専門員が所属する事業所を対象に実施（対面及びオンラインにて実施予定）
- ▶事業所に対して、個別避難計画の作成方法及び進め方等の説明
- ▶資料等の準備
- ▶説明会での司会進行

(避難行動要支援者を担当する福祉専門職に個別避難計画の作成を依頼)

避難行動要支援者を担当する福祉専門職が所属する各事業所に連絡を行い、福祉専門職に個別避難計画の概要（作成方法及び進め方等）について説明の上、個別避難計画（市が提供する約150名分）の作成を依頼する。

【福祉専門職には、以下の業務を行わせること】

- ▶福祉専門職が担当する避難行動要支援者と協議の上で、個別避難計画を作成
- ▶福祉専門職から避難支援者へ個別避難計画についての説明
- ▶個別避難計画の避難予定場所には、各災害に避難適応した場所を設定

- ▶作成した個別避難計画の委託事業者への提出
- ▶報酬・事務経費支払いの請求
- ▶避難支援等関係者に対する個人情報の管理に関する説明と記名及び作成した個別避難計画の配付

(避難場所の調整)

ケアマネジャーや相談支援専門員から避難先の検討について、相談があった際は、避難先の調整を行うこと。

なお、福祉避難所へ避難する場合も、まずは身の安全を最優先とし、市が指定している予定避難所に避難した後、市職員等と調整の上、福祉避難所へ受け入れの検討依頼を行う旨の説明を行うこと。

(個別避難計画の提出)

福祉専門職から提出を受けた個別避難計画は、以下の項目の確認をした上で、市に提出すること。

確認項目
☐ 全ての内容が記載されているか。
☐ 避難支援者・避難予定場所を福祉施設等とした場合、施設との調整は行っているか。
☐ 実効性のある計画となっているか。
☐ 名簿掲載者本人と協議の上作成し、本人に説明しているか。
☐ 緊急連絡先や避難支援者等に変更が生じた場合、随時修正を行い市に提出することを説明しているか。
☐ 個別避難計画を利用し、避難訓練等を実施することについて説明しているか。
☐ 避難支援者に対して、個別避難計画に関する説明を十分に行っているか。
☐ 避難予定場所が、各災害に避難適応となっているか。
☐ 個別避難計画裏面記載の「個別避難計画の取扱いについて」の内容を遵守しているか

(報酬の支払い)

事業所用の請求書のひな型の作成

提出された個別避難計画1件あたり7,000円の報酬・事務経費を今年度末に福祉専門職もしくは、福祉専門職の属する事業所の指定口座への振込を行う。

(個別避難計画作成にあたっての相談対応)

福祉専門職からの問い合わせや相談等に対応し、疑義が生じた場合は、市と協議すること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 1の公募の趣旨に記載したとおり、本業務の概要について理解していること。
- イ 説明会の実施については、個別避難計画の作成方法及び作成にあたっての注意事項等を熟知している者を派遣すること。
- ウ 再委託を行うことなく業務が実施できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号
担当課名 北九州市危機管理室危機管理課
電話番号 093-582-2110 FAX番号 093-582-2112

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

- ア 交付期間
令和7年7月14日（月）から令和7年7月28日（月）まで（閉庁日を除く。）
の9時00分から16時00分の間
- イ 受付担当課
（1）に同じ。
- ウ 回答
受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間
令和7年7月14日（月）から令和7年7月28日（月）まで（閉庁日を除く。）
の9時00分から16時00分の間
- イ 提出場所
（1）に同じ。
- ウ 提出方法
応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証明する書類を作成・添付し、提出期限までに下記提出先へすること。
提出先：kiki-kanri@city.kitakyushu.lg.jp

(4) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算、その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市危機管室危機管理課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。